

Q2 夜間・休日の緊急連絡体制の確保は大変だと思うが、何か工夫をしていることがあれば教えてほしいです。(チームでやっていること。開業医同士で連携していること等)

当事業所では、夜間・休日の緊急連絡体制は、看護師複数名で、電話当番を交代で行っています。状況に応じて、主治医やケアマネジャー、介護担当者に連絡するなど関係機関と連携を図り対応をしています。

また、事前に、主治医の時間外の連絡先や対処方法を確認するなど、安心して在宅生活が続けられるよう日々心掛けています。

【訪問看護ステーション：看護師】

在宅に限らず大変だと思うが、出来る範囲で、まずは、患者、家族に連絡先を伝えたり、説明をします。関わるスタッフ複数人へ複数の連絡先を提供しておきます。想定される症状で、熱が出るのか、痛みが強いのか、事前に場面を想定して話をしますし、薬局と連携することもあります。私たちが出来ることは、事前に対策を想定して連携をとることです。いざという時に、病院でサポートされている環境があることも伝え、病院の先生方と事前の対策を取ることも必要だと思っています。

以前は、訪問診療は1対1のマンツーマンで行っており、本人・家族との間がなく、動きが取れなくなることがありました。関係者等を入れて間をとることが在宅では必要であると思います。治療がいつも必要ではなく、不安になった時に誰かの声かけができることが必要な場合もあり、それを家族に伝えていくことが大切だと思います。

【診療所：医師】

三原市では地域包括ケアシステムの中に「安心サポート」という緊急時バックアップ体制のシステムが作られています。これは在宅医療や介護を受けている方や重篤な基礎疾患があり主治医が必要と認めた方が急変した時やかかりつけ医が対応困難な際にあらかじめ登録した病院に入院できるシステムです。

明らかに緊急を要する心疾患・脳血管疾患の場合には登録病院が対応できない場合もありますが、このシステムのおかげで割と安心して留守をすることが出来るようになりました。詳しくは「三原市地域包括ケア連携推進協議会 安心サポート」で検索してみてください。

開業医同士の連携は、以前に試みたことがありますがなかなか難しいようです。

【診療所：医師】

悪性疾患などの終末看取りの場合、あらかじめ今後予想される症状変化などの説明をしておくことで、ご本人、家族が落ち着かれることは有ると思います。

しかし、実際には予期せぬ急変もあり、どうしても医師が自宅及びその周辺に待機といった時間が長くなります。(酒を飲まない夜が増えて、有り難いことです)

20年ほど前には、確かに医師同士の連携による看取りといった機運が高まった時期もありました。しかし、医師の高齢化もあり在宅看取りを行う医師そのものが減少しており、在宅主治医各々が“気合と根性”で乗り切っているというのが実情ではないでしょうか。

先日、初めて大学の同窓会に出席し上京しました。病院勤務医の息子に、自宅待機してもらい訪問看護の皆さんのご支援をいただきながら、往診対応をしてもらいました。コスト的には割に合いませんが、親族の結婚式など、どうしてもといった時は、普段懇意にして頂いている病院勤務医の先生に謝礼をお渡しし、もしもの時の往診対応をして頂くといった方法も考えても良いかなと思った次第です。

【診療所：医師】

三原市においては、三原市医師会と三原薬剤師会の連携によって、三原市医師会病院の休日夜間急患診療所の処方箋対応は、三原薬剤師会センター薬局（会営）において会員薬剤師が365日の当番対応をする古くからの協力体制があります。

休日・夜間の小児一次救急に対しても、会営薬局が対応を務めております。

三原市と当会のホームページには、会営薬局以外にも対応可能な薬局を掲示させていただいております。

薬局では、いつでも相談対応をお約束する「あなたのかかりつけ薬局・薬剤師」を持つことも推進しております。薬局でお尋ねください。

【調剤薬局：管理薬剤師】

薬局での対応は、管理薬剤師が対応する、また、薬剤師が交代しながら複数で対応するなど薬局の形態に合わせ対応しています。夜間休日に臨時処方が出て対応する事もありますが、処方される先生方にも配慮して頂いていると思います。処方が出た際にも、すぐに必要なものか？翌日でも対応できるものか？など多職種と相談しながら対応しています。

夜間休日対応の多くが、電話相談で、飲み忘れ、相互作用、受診の必要性、対応出来る医療機関の紹介などがあります。今後とも多職種と連携しながら患者さんを支える事が出来るように努めます。

【調剤薬局：管理薬剤師】

主治医・看護師・福祉用具事業所・ヘルパー・薬剤師・家族等とチーム作りをします。

- ・病状の進行過程や、予測できる症状などに対し、都度カンファレンスで本人・家族・主治医を中心に援助者皆で綿密にイメージします。(病状の進行により必要に応じた福祉用具変更等をはじめ、必要なサービス取り込みも待ったなしに発生することもありますので、常に情報の共有ができるよう連絡体制の確立を図っておきます。
- ・どうしても主治医の指示を得て援助される看護師等医療従事者に依頼することが大半で、労をねぎらいつつ、福祉関係従事者で行えることは、確認を取り合いながら援助を進め、行うことについての内容や変更は常にチーム間の情報共有を図っていきます。主治医への緊急連絡先を伺っておき、看護師から報告・連絡・相談を行っていただき指示を受け、その内容を他の援助者がいただくようにしています。
- ・本人・家族、各援助者が、躊躇なく意見を述べる、相談を行うことができるように常にケアマネジャーは陰ながらまとめ役となり、要請に応じて現地訪問や、電話による対応を行いチームに繋いでいきます。(特定事業所加算算定事業所であれば、24時間連絡体制は必要ですが、いずれにしても緊急連絡先だけは明示していくことが必要と思われます。)
- ・ご臨終に際して、看護師から連絡があれば、訪問に同行する場合があります。

【居宅介護支援事業所：介護支援専門員】